

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

(バリアフリー新法)

建築物移動等円滑化基準チェックシート

チェック項目に従って合否の欄に をつけてください。対象となる区分がない場合は / 又は - でつづけてください。

用 途		建 築 主	TEL
延 面 積	m ²	設 計 者	TEL
特定建築物延面積	m ²	工事監理者	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	工事施工者	
建 築 場 所		備 考	基準適合義務 (有 ・ 無)

一般基準 (不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準)

特定施設等	チェック項目	合	否
廊下等 (令11条)	表面は滑りにくい仕上げであるか。	合	否
	点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分) 1	合	否
階段 (令12条)	手すりを設けているか。	合	否
	表面は滑りにくい仕上げであるか。	合	否
	段は識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと)	合	否
	段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けていないか。	合	否
	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 2	合	否
	原則として主な階段を回り階段としていないか。	合	否
傾斜路 (令13条)	手すりを設けているか。(勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除)	合	否
	表面は滑りにくい仕上げであるか。	合	否
	前後の廊下等と識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと)	合	否
	点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3	合	否
便所 (令14条)	車いす使用者用便房を設けているか。(1以上)	合	否
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか。	合	否
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	合	否
	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具が設けられている便房があるか。	合	否
	床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)等があるか。(男子用小便器の1以上)	合	否
ホテル又は 旅館の客室 (令15条)	客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室が設けられているか(1以上)	合	否
	車いす使用者用客室		
	1)便所(当該客室が設けられている階に便所(車いす使用者用便房)が1以上ある場合は除く)		
	・便所内に車いす使用者用便房が設けられているか。	合	否
	・出入口の幅は80cm以上であるか。	合	否
	・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合	否
	2)浴室等(当該建築物に不特定多数が利用する浴室等が1以上ある場合は除く)		
	・車いす使用者用浴室等となっているか。(浴槽・シャワー・手すり等、十分な空間)	合	否
	・出入口の幅は80cm以上となっているか。	合	否
	・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合	否
敷地内の 通路 (令16条)	表面は滑りにくい仕上げであるか。	合	否
	段がある部分		
	(1) 手すりを設けているか。	合	否
	(2) 識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと)	合	否
	(3) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けていないか。	合	否
	傾斜路		
	(1) 手すりを設けているか。 (勾配1/12以下、高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)	合	否
(2) 前後の通路と識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと)	合	否	
駐車場 (令17条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか。(1以上)	合	否
	(1) 幅は350cm以上であるか。	合	否
	(3) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか。	合	否
		合	否

1、 2、 3 告示(H18国交告1497号)で定める場合を除く
 ・勾配1/20以下、高さ16cm以下で勾配1/12以下、自動車の駐車施設部分等
 ・階段・傾斜路にあつては傾斜・段がある部分と連続して手すりが設けられている場合等

移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路及び公共用歩廊のすべての経路に係る基準）

特定施設等	チェック項目	合	否
(第18条第2項第一号)	階段・段が設けられていないか。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	合	否
出入口 (第二号)	幅は80cm以上であるか。 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合	否
廊下等 (第三号)	幅は120cm以上であるか。 区画50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか。 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合	否
傾斜路 (第四号)	幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか。 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか。 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。	合	否
エレベーター (第五号)	かごは各階(利用居室、車いす使用者用便所又は駐車施設のある階及び地上階)に停止するか。 かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。 かごの奥行きは135cm以上であるか。 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。 かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。 かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1) 上記 から 、 、 を満たしているか。 (2) かごの幅は140cm以上であるか。 (3) かごは車いす転回できる形状か。 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 1 (1) 上記 から を満たしているか。 (2) かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか。 (3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか。 (文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び浮き彫り・音等) (4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか。	合	否
特殊な構造又は使用形態のエレベーター等 (第六号)	H18国交告1492号 エレベーターの場合 (1) 段差解消機(平成12年建設省告示1413号第1第七号のもの)であるか。 (2) かごの幅は70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか。 (3) かごの床面積は十分であるか。(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合) エスカレーターの場合 (1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示1417号第1ただし書きのもの)であるか。	合	否
敷地内の通路 (第七号)	幅は120cm以上であるか。 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか。 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 傾斜路 (1) 幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか。 (2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか。 (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。 (勾配1/20以下の場合は除く)	合	否
標識 (令19条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設けてあるか。	合	否
案内設備 (令20条)	建築物又はその敷地には、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。(容易に視認できる場合は除く) 視覚障害者に示すための設備を設けているか(文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び浮き彫り・音等) 案内所を設ける場合には、 は適用しない。	合	否

1 告示で定める場合(自動車の駐車施設の施設に設ける場合)を除く

視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備等までの1以上の経路に係る基準） 1

特定施設等	チェック項目	合	否
案内設備 までの経路 (令21条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 2	合	否

1、 2 告示で定める場合は除く